

2021年

夏
No.134

ほうじんかしい

Chibaminami Houjinkai

きっと、いろいろな情報に出会います。

【第34回 通常総会報告】

- 税務署からのお知らせ
- 千葉南税務署定期異動
- 活動報告
- 身近な法律相談
- 各種コラム
- 法人会からのお知らせ 他

千葉南法人会会員の皆様に
お届けしております。



ミラノドゥオーモ（イタリア）



めざします企業の繁栄と社会への貢献

一般社団法人 千葉南法人会

エルタックス
eLTAX



地方税ポータルシステム



www.e-tax.nta.go.jp

ほうじんかい

一般社団法人千葉南法人会

2021年



No.134

表紙の言葉

ミラノドゥオーモ (イタリア)



今回ご紹介させて頂いた写真はミラノのドゥオーモ Duomo です。

Duomo とはイタリア語で大聖堂を意味していますので、ローマやフィレンツェでも Duomo があります。ただ、Duomo のなかで最も大きく有名な建築物はミラノの Duomo です。

このミラノにある Duomo はゴシック様式の最大傑作であることはご覧になった方はお分かり頂けるでしょう。135 本の尖塔が天突き刺すように聳え立つこの Duomo は、約 450 年の歳月をかけて本体は造られました。建物の内部はブロンズ製の 5 枚の扉（扉それぞれにミラノ勅令などの歴史偉業が描かれています）や豪華なステンドグラスで覆われています。

はやくこのコロナという厄災が終了し、2019 年までのように自由に旅行ができたらいいなと考えています。

INDEX

総会報告

1

『第 34 回通常総会』

- 各新役員紹介 ○ 法人会功労者表彰

NEWS [活動報告]

6

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に
管内教育現場へ支援品贈呈
- 令和 3 年度地域社会貢献活動
青少年に対するエコ（環境保全）研修会・租税教室を開催
- 青年部会 第 1 回税務研修会・第 33 回定時総会開催
- 女性部会 第 1 回税務研修会・第 34 回定時総会開催
- 第 1 回パソコン講座「zoom の使い方セミナー」
- 第 2 回パソコン講座「スマートフォン活用セミナー」

千葉南税務署定期異動

10

- 千葉南税務署署長挨拶
- 署長・副署長・法人課税担当者プロフィール

税金トピックス

12

『電子帳簿保存法が改正されました』

- 電子帳簿保存法上の区分
- 電子帳簿等保存（区分①）に関する改正事項
- スキャナ保存（区分②）に関する改正事項
- 電子取引（区分③）に関する改正事項

Information [税金情報]

16

税務だより 2022 年度国税専門官募集案内

県税だより 個人住民税の特別徴収について

～個人住民税は給与からの特別徴収がルールです～

身近な法律相談 [法律相談]

18

テーマ 『新型コロナウイルスと
個人データの取扱いに関する問題』

コラム

19

- 産業応援コラム『田中ぶどう園』
- 天満由美子の健康運（8 月～10 月）

事務局からのお知らせ

20

- 新入会員紹介 ○ 法人会からのお願い



第34回通常総会 総会報告

『会員にとって役立つ各種事業を！』



麻薙新会長挨拶

全て満場一致で承認可決

第34回通常総会は、去る5月26日、JFEみやざき倶楽部において開催されました。

第1部の通常総会は午後2時から開催され、麻薙会長が議長に選出され、提出された第1号議案から第3号議案は全て満場一致で承認可決されました。

総会後開催された臨時理事会において、麻薙会長はじめ新役員が承認可決されました。

第2部の新役員紹介及び法人会功労者表彰式は、根本千葉南税務署長はじめご来賓ご臨席のもと、令和3年度全法連・県法連表彰伝達式、当会発展に功労があった方々に会長表彰状、令和2年度会員増強に功績があった団体に会長感謝状が授与されました。

《承認可決議案》 第1号議案 令和2年度事業報告承認の件
第2号議案 令和2年度収支計算書類及び公益目的支出計画実施報告書承認の件
監査報告
第3号議案 任期満了に伴う役員改選の件
《報告事項》 令和3年度事業計画並びに収支予算について

✿✿✿ ご祝辞を頂きました ✿✿✿



根本 前千葉南税務署長



山崎 千葉県市原県税事務所長



時田 千葉市東部市税事務所長



村越 市原市役所財政部納税課長

千葉南法人会新役員決まる！

第34回通常総会後開催された臨時理事会において、
新たに選出された役員の方々をご紹介申し上げます。



会長
麻雍 重彦
(有)種興産(株)



副会長
寄主 俊雄
(株)双葉工業



副会長
野中 久義
(有)久野屋本店



副会長
小川 長二
(株)こにし



副会長
内藤 薫
(有)丸藤商店



常任理事
総務委員長
景山 秀貴
(有)日本ビジネス



常任理事
税制委員長
向後 勝弘
(株)向後構造設計事務所



常任理事
組織委員長
藤田 和利
(有)サイン



常任理事
広報委員長
秋庭 重樹
(株)マルハチ



常任理事
研修委員長
菊岡 文夫
(有)潤井戸タクシー



常任理事
厚生委員長
鈴木 美津江
(株)鈴木食品



常任理事
第1支部連合長
小山 誠
(株)コヤマ



常任理事
第2支部連合長
古市 博文
(有)川崎不動産



常任理事
第3支部連合長
笹原 孝志
(株)笹原工務店



常任理事
第4支部連合長
矢島 正雄
光葉土地(株)



常任理事
第5支部連合長
中西 廣中
(有)中西石材店



常任理事
第6支部連合長
山内 一信
山内工業(株)



理事
水野 浩利
(株)水野運輸



理事
高石 真一
(有)高石酒店



理事
城 義博
(有)博多ハウジング



理事
柳川 智明
(株)柳川建設



理事
越部 圓
(株)越部



理事
松崎 久夫
(株)松樹工業



理事
若菜 智一
(有)太陽工務店



理事
鳩川 伸助
(株)鳩川組



理事
鈴木 正貴
(株)鈴木建設



理事
川上 主介
(株)松月堂本店



理事
宮原 廣
(株)ミヤハラ



理事
吹原 誠
(有)吹原燃料店

役員紹介



理事
岡本 修
(有)赤坂不動産



理事
中村 庄吾
(有)八幡屋商店



理事
高石 泉
(有)たかいしビル



理事
山本 良吉
市原田園ホーム(有)



理事
斎藤 謙
国分寺台不動産センター(有)



理事
上野 智
(株)上野工業所



理事
時田 信義
源総業(株)



理事
本郷 卓也
ヤマトジハン(株)



理事
角谷 毛子
協友工業(株)



理事
山下 清俊
(株)東邦化学研究所



理事
船崎 善之
丸八建設運輸(株)



理事
白井 一楨
京葉石油(株)



理事
黒須 透江
(株)開運



理事
中村 博志
丸池企業(株)



理事
加藤 利夫
姉崎製氷(名)



理事
猪狩 久仁男
(有)猪狩塗装



理事
石井 孝幸
(有)朝山工業



理事
山田 宏
(有)山田石材



理事
安田 昌佐都
(株)姉崎モータース



理事
切替 尊弘
菱和エンタープライズ(株)



理事
菊地 政廣
新千葉建設(株)



理事
本多 利充
(有)KMアドバンス



理事
土岐 孝一
(株)土岐商店



理事
本澤 美代子
(株)フジヨシ



理事
佐久間 祥二
(有)角屋商店



理事
小河原 暢彦
小河原工業(株)



理事
中村 静子
(有)八幡屋商店



監事
根元 精一
(有)市津工業所



監事
宍倉 正躬
(有)宍倉金物店



監事
浅井 繁一
浅井繁一税理士事務所



相談役
森 和夫
(株)五井モーター商会



相談役
田中 篤
岬水道(株)



相談役
鈴木 雅博
太陽物産(株)



相談役
加藤 庄司
(株)鯉徳



相談役
高橋 紀男
啓明工業(株)



事務局長
伊藤 清一

■総務委員会

役職名	氏名	法人名
担当副会長	野中 久義	(有)久野屋本店
委員長	景山 秀貴	(有)日本ビジネス
副委員長	古市 博文	(有)川崎不動産
同	越部 圓	(株)越部
委員	水野 浩利	水野運輸(株)
同	中村 博志	丸池企業(株)
同	山田 宏	(有)山田石材
同	山内 一信	山内工業(株)

■税制委員会

役職名	氏名	法人名
担当副会長	野中 久義	(有)久野屋本店
委員長	向後 勝弘	(株)向後構造設計事務所
副委員長	山本 良吉	市原田園ホーム(有)
同	山下 清俊	(株)東邦化学研究所
委員	藤崎 美恵子	(有)fujiデザインハウス
同	真野 匡章	大真建設(株)
同	城 義博	(有)博多ハウジング
同	柳川 智明	柳川建設(株)
同	赤星 健二	赤星工業(株)
同	高石 泉	(有)たかいしビル
同	船崎 善之	丸八建設運輸(株)
同	宮地 勝廣	東日本エンジニアリング(株)
同	切替 尊弘	菱和エンタープライズ(株)
同	菊地 勝廣	新千葉建設(株)

■組織委員会

役職名	氏名	法人名
担当副会長	寄主 俊雄	(株)双葉工業
同	小川 長二	(株)こにし
委員長	藤田 和利	(有)サイン
副委員長	本多 利充	(有)KMアドバンス
同	中村 静子	(有)八幡屋商店
委員	高石 真一	(有)高石酒店
同	増田 照子	(有)増田畠店
同	上野 聰	(株)上野工業所
同	高田 勇三郎	(有)高田工業
同	中西 廣中	(有)中西石材店
同	鶴澤 勝好	(株)新成工業
同	小河原 暢彦	小河原工業(株)
同	曾谷 栄子	(株)光和化工機
同	笹川 洋一	大同生命保険(株)
同	荒川 和範	A I G損害保険(株)
同	新貝 伸太郎	アフラック生命保険(株)

■広報委員会

役職名	氏名	法人名
担当副会長	内藤 薫	(有)丸藤商店
委員長	秋庭 重樹	(株)マルハチ
副委員長	矢島 正雄	光葉土地(株)
同	角谷 毬子	協友工業(株)
委員	小山 誠	(株)コヤマ
同	杉田 信一	(有)丸三印刷所
同	鳩川 伸助	(株)鳩川組
同	石井 一行	(株)ナルナル
同	小川 里恵	合同会社オフィスおがわ

■厚生委員会

役職名	氏名	法人名
担当副会長	寄主 俊雄	(株)双葉工業
委員長	鈴木 美津江	(株)鈴木食品
副委員長	松崎 久夫	(株)松樹工業
同	高澤 豊昭	(株)豊和
委員	笹原 孝志	(株)笹原工務店
同	根元 精一	(有)市津工業所
同	時田 信義	源総業(株)
同	本郷 辰也	ヤマトジハン(株)
同	岡本 和也	(株)オカモト
同	水野 しづ江	ミズノ興業(有)
同	加藤 あさ	(有)綿文ストアー

■研修委員会

役職名	氏名	法人名
担当副会長	内藤 薫	(有)丸藤商店
同	小川 長二	(株)こにし
委員長	菊岡 文夫	(有)潤井戸タクシー
副委員長	本澤 美代子	(株)フジヨシ
同	岡本 修	(有)赤坂不動産
委員	川上 主介	(株)松月堂本店
同	宮原 廣	(株)ミヤハラ
同	中村 庄吾	(有)八幡屋商店
同	藤原 直幸	(株)藤原建設
同	浜野 崇	(株)長 太
同	黒須 透江	(株)開 運
同	猪狩 久仁男	(有)猪狩塗装

第34回通常総会 功労者表彰式各受彰者紹介



《全法連功労者表彰受彰者》

有限会社久野屋本店 野中久義様
株式会社ミヤハラ 宮原廣様



《県法連功労者表彰受彰者》

水野運輸株式会社 水野浩利様
市原田園ホーム有限会社 山本良吉様
有限会社八幡屋商店 中村静子様
大同生命保険株式会社 下山幸子様
大同生命保険株式会社 永井加奈子様



《表彰状》

小泉製紙株式会社 小泉全治郎様
有限会社八幡屋商店 中村雅人様
東日本エンジニアリング株式会社 宮地勝廣様
鎌田興業株式会社 鎌田重男様
株式会社長太 浜野嘉也様

法人会功労者表彰式風景

《会員増強運動表彰：団体》

《特別賞》 AIG損害保険株式会社
《金賞》 生浜支部

おめでとうございます

新型コロナウイルス感染症拡大防止に管内小学校教育現場へ支援品贈呈

毎年国税庁後援により次代を担う児童の皆様に、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し関心を持って頂くことを理念に、管内小学校全校を対象に「租税教室」と「税に関する絵はがきコンクール」を開催しております。昨年度は児童の安全性を考慮して両事業を中止して、その代りとして両事業にご協力頂いている千葉南税務署管内（千葉市27校、市原市41校）小学校全校に教育現場支援品を寄贈いたしました。

今年度も依然終息しない新型コロナウイルス感染症拡大防止対策教育現場支援品として、学校設置用アルコール消毒液（1校当たり1リットルボトル3本）を、4・5・6年生の児童全員に全国法人会総連合編纂の租税教育教本「タックスフンドとけんたくん」と文房具を14,000名に寄贈いたしました。

コロナ禍での教育現場の現状を考慮して、「少しでも役に立たい、支援したい」との想いから、会員企業皆様から多額の支援金を賜り寄贈に至りました。コロナ禍、健康管理を第一に、今できることを考え、ポジティブに頑張りましょう。



左から、中村女性部会長、小河原青年部会長、
市谷千葉市長、麻薙会長、根本前千葉南税務署長



左から佐藤前千葉南税務署副署長、麻薙会長、伊藤事務局長、
小出市原市長、小河原青年部会長、中村女性部会長、
荒井市原市教育総務部長、林市原市教育長

◎支援品贈呈しました管内小学校教育現場の贈呈風景を掲載いたしました。（詳しくはホームページに掲載）



令和3年度地域社会貢献活動

青少年に対するエコ(環境保全)研修会・租税教室を開催

実施校:市原市立青葉台小学校 5・6年生 106名参加

7月1日、令和3年度地域社会貢献活動を「青少年に対するエコ研修」として市原市立青葉台小学校5・6年生106名の児童を対象に開催しました。エコ研修では、会員企業の三井化学(株)市原工場総務部総務グループ長岩主席のご協力を頂き、「地球温暖化に対して私たちができること」をテーマに企業が取り組んでいるエコ事業や私たち1人1人ができるエコ(環境保全)について説明を頂き、エコへの取り組みは日常生活において大切なことだということを理解してもらいました。

引き続き行いました租税教室では、千葉南税務署鈴木審理担当官より「税金の果たす役割」をテーマに「税金がどのように使われているか」、「税金が私たちの生活にどのように関係しているか」説明があり、税金の大切さに関心を持つもらう機械となり有意義な研修会となりました。



研修風景



司会中の山内総務委員



鈴木市原市立青葉台小学校長挨拶



趣旨説明中の景山総務委員長



説明中の三井化学(株)
市原工場総務部総務グループ 長岩主席



説明中の千葉南税務署法人課税第一部門
鈴木審理担当官



謝辞中の市原市立青葉台小学校児童代表



市原市立青葉台小学校へ青少年育成支援品贈



参加者全員で記念撮影

青年部会 第1回税務研修会・第33回定期総会開催

5月21日(金)、JFEみやざき倶楽部にて第33回定期総会を開催して令和2年度事業報告、令和2年度収支決算報告、令和3年度事業計画案、収支予算、任期満了に伴う役員改選の全て議案が原案通り承認されました。任期満了に伴う役員改選では小河原部会長が新任されました。

総会開催に先立ち千葉南税務署根本署長を講師にお招きして「国の家計簿～税金とお金のトリビア[選]」についての研修会を開催しました。



本多青年部会長挨拶



小河原新青年部会長挨拶



佐藤前千葉南税務署副署長挨拶



新入青年部会員挨拶

女性部会 第1回税務研修会・第34回定期総会開催

5月14日(金)、(有)八幡屋商店にて第34回定期総会を開催して令和2年度事業報告、令和2年度収支決算報告、令和3年度事業計画案、収支予算案、任期満了に伴う役員改選の全ての議案が原案通り承認されました。任期満了に伴う役員改選では中村部会長が再任されました。

総会後引き続き千葉南税務署根本署長を講師にお招きして「国の家計簿～税金とお金のトリビア[選]」についての研修会を開催しました。



中村女性部会長挨拶



増田監事監査報告



麻薙千葉南法人会会长挨拶



講演中の根本前千葉南税務署署長

第1回パソコン講座「zoom の使い方セミナー」

5月28日開催 8名

新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークやリモートワークを導入しオンラインでの会議やミーティングを積極的に導入している事務所が増加しております。そこで今回、オンラインでのミーティングとして活用が増えている「Zoom」について、聞きたいことはあるけれど、どのように活用していいかわからないという方、これから利用したいという方を対象に「Zoom」の基本的な使い方について、WEBセミナーを積極的に活用している公益社団法人松山法人会（愛媛）にご協力を頂き、（株）エンカレッジ代表の玉野聖子氏を講師に千葉東法人会・千葉西法人会との共催で5月28日に開催し8名の受講がありました。

講座では、実際に「Zoom」を活用し、ミーティング中にできることや、ホストとゲストの違い、セキュリティ等の実務的な説明や実際にミーティングを体験しました。受講者全員が終始熱心に受講し有意義な研修となりました。



講師の(株)エンカレッジ代表 玉野 聖子氏



受講風景



Zoomの使い方セミナー記念撮影

第2回パソコン講座「スマートフォン活用セミナー」

6月10日開催 8名

LINEを利用した連絡、Googleカレンダーを利用したスケジュール管理などスマートフォンを活用する機会が企業活動に定着しております。そこで今回、「スマートフォンの活用」について、聞きたいことはあるけれど、どのように活用していいかわからないという方、これから利用したいという方を対象に「スマートフォン」の現況、有効な使い方について、ドコモショップ市原店にご協力を頂き、ドコモショップ市原店長の御園氏を講師にむかえ開催し8名の受講がありました。

講座では、千葉南税務署小堀審理担当上席よりスマートフォンでできる確定申告についての説明も頂きました。



説明中の御園 ドコモショップ市原店長



説明中の千葉南税務署法人課税第一部門
小堀審理担当上席



受講風景



着任のあいさつ



千葉南税務署長

高 橋 正

残暑の候、千葉南法人会の皆様には、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、千葉南税務署長を拝命いたしました高橋でございます。前任は、東京国税局総務部考查課の課長として、表彰、人事評価に関する事務のほか、職員の非行の未然防止に積極的に取り組んでおりました。

千葉南税務署での勤務は初めてとなります、前任の根本署長同様、よろしくお願いいたします。

千葉南法人会は、麻薺会長の下、役員並びに会員の皆様方が一致協力し、租税教育活動や所得税の確定申告期における広報活動、タクシーにマグネットシートを装着しての「自宅で確定申告」のPR活動など、地域社会における良き経営者の団体として正しい税知識の普及活動や納税道義の高揚のための活動のほか、地域に根ざした幅広い社会貢献活動などに熱心に取り組んでいただいております。

また、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により各種制度を広報する際などに、事業の大幅な見直しをして多岐にわたるご支援をいただきでおりますことに、改めて深く感謝申し上げます。

未だ新型コロナウイルス感染症は終息せず、その影響で変更となる行事もあるとお伺いしていますが、引き続き、税の良き理解者としてご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、デジタルの活用によりサービスや仕事の在り方を変革する、デジタル・トランスフォーメーションを推進する動きが社会全体で広まっています。これまでと同様、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本の柱としつつ、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」に向けた構想を示すとともに、課税・徴収におけるデータ分析の活用等の取組を更に進めていくこととしています。「このような変化に柔軟に対応し、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を的確に果たしていくためには、私ども税務当局の努力はもちろんありますが、申告納税制度を支える良きパートナーとして、皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

税務署との定期連絡会等を通じまして、今後とも、皆様方の貴重なご意見等お聞かせいただければ幸いです。

結びにあたり、千葉南法人会のますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご盛栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

千葉南税務署 法人課税部門幹部職員等紹介



副署長(総担)
高田 勝則



副署長(法担)
伏見 直記



法人特官
土井 雅之



総務課課長
和田 克幸



法人第1統括官
高橋 直之



法人第2統括官
鈴木 正史



法人第3統括官
子安 紳夫



法人第4統括官
岡崎 雅典



法人第5統括官
山本 等



法人第1法人審理上席
小堀 博司



法人第2源泉審理上席
岡田 昌利



法人第1消費税等担当上席
関谷 教子



法人第1法人審理官
鈴木 麻起子

令和3年度 千葉南税務署幹部職員異動名簿

部門	官職	異動前		異動後	
		氏名	異動先署	氏名	前任部署(所属・官職)
	署長	根本修	ご退官	高橋正	局・税考査・課長
税担	副署長	下田哲哉	局・調査一部・総括官	高田勝則	東番・法規・審査・副署長
法担	副署長	佐藤明美	木更津・特官指(法人)・特調官	伏見直記	船橋・特官指(法人)・特調官
徵収	特官			稻葉直美	成田・税務・副署長
法人	特官	土井雅之	留任		
税務課	課長	和田克幸	留任		
管運1	統括官	早川正樹	千葉南・特官(徵収)・特微官	田中美代子	向島・管運1・統括微官
管運1	連調官	小林義明	局・税・企画調査センター (千葉西分室)・連調官(国税理監)		
管運2	統括官	高松春美	留任		
管運3	統括官	福本司	船橋・管運4・統括微官	奥原卓	神田・管運3・統括微官
徵収	特官	高山和広	成田・特官(徵収)・特微官		
徵収	特官	木村記之	留任		
徵収	特官	矢部博史	八王子・特官(徵収)・特微官	早川正樹	千葉南・管運1・統括微官
徵収1	統括官	松尾典子	船橋・徵収1・統括微官	鎌田秀行	東京上野徵収1・統括微官
徵収2	統括官	富田和彌	留任		
個人1	統括官	小泉仁志	留任		
個人1	連調官			濱中正安	江戸川北個人1・上席調官
個人2	統括官	青木敏江	留任		
個人3	統括官	伊藤浩明	ご退官	松倉美仁	江戸川北管運2・統括微官
個人4	統括官	瀬戸耕行	税大・東研・教育官	吉井正樹	船橋・個人1・連調官
資産1	統括官	高野修	東京上野・特官(宝)・総括官	上田忠	葛飾・特官(宝)・特官(宝)
資産2	統括官	平野豊	局・税・特調2・評価公示専官	長野豊	松戸・資産3・統括調官
評専官	評専官	松田美津子	葛飾・資産2・統括調官	長嶋香織	江戸川北資産2・統括調官
法人1	統括官	松田裕	東京上野・法人1・統括官	高橋直之	茂原・法人1・統括調官
法人1	連調官	山田留美	留任		
法人2	統括官	鈴木正史	留任		
法人3	統括官	金子薫	柏・法人1・統括調官	子安伸夫	千葉南・法人4・統括調官
法人4	統括官	子安伸夫	千葉南・法人3・統括調官	岡崎雅典	千葉西・法人1・連調官
法人5	統括官	猪俣誠密	局・課一証務・証務専官	山本等	江戸川北法人4・統括調官
法人1	法人審理上席	小堀博司	留任		
法人2	源泉税理上席	岡田昌利	留任		
法人1	消費税担当上席	関谷教子	留任		
法人1	法人審理官	鈴木麻紀子	留任		



税金トピックス

電子帳簿保存法が改正されました

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しがなされました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

導入

Q：そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？

A：各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。
電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。



～電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



～電子帳簿等保存（区分①）に関する改正事項～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました（電子的に作成した国税関係書類を電磁的記録により保存する場合についても同様です。）。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

※ 令和4年1月1日以後も改正前の要件を満たして保存等を行おうとする方が承認を受けようとする場合には、承認申請書を令和3年9月30日までに所轄税務署長宛提出して頂くようお願いします（スキャナ保存も同様です。）。

2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。

一定の国税関係帳簿（注1）について優良な電子帳簿の要件（注2）を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました（申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。）。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

（注1）一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととなる総勘定元帳、仕証帳その他必要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。

（注2）電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“優良”的要件をご確認ください。

3 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。

正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録されるものに限られます。他の要件については、電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“その他”的要件をご確認ください。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

電子帳簿の保存要件の概要

保存要件概要		改正前	改正後
		優良	その他
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
検索要件① 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること ※改正後、記録項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-
検索要件② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/> ※1	-
検索要件③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/> ※1	-
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるよう正在していること	-	-※1	<input type="checkbox"/> ※2

※1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります（後述のスキャナ保存及び電子取引についても同様です。）。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要となります。

（参考）優良な電子帳簿の要件を満たして対象帳簿の備付け及び保存を行い、前頁2の届出書の提出がある場合には、所得税の青色申告特別控除（65万円）が適用できます。

電子帳簿の手続に関するQ&A



Q: 新たに、対象の帳簿について電子保存を行う場合に、過少申告加算税の5%軽減や所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用を受けるためには、いつまでにどのような手続が必要ですか？
A: 適用を受けようとする初年度においては、その過少申告加算税の5%軽減や青色申告特別控除（65万円）の適用を受けようとする課税期間に係る法定申告期限までに、所轄の税務署長宛に、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書を提出していただく必要があります。



Q:これまで税務署長の承認を受け、総勘定元帳及び仕訳帳等の優良な電子帳簿の対象となる帳簿について電子保存していましたが、その場合でも届出書の提出は必要ですか？
A: 過少申告加算税の5%軽減の適用を受けるためには、これまで承認を受けて保存等していた場合でも本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書の提出が必要です。
 なお、令和4年1月1日よりも前に受けた承認の効力自体は取りやめの届出書の提出（又は税務当局からの取消処分）がない限り有効ですので、その承認が有効とされる間は、引き続き改正前の要件で保存等を行う必要があります。したがって、承認を受けていた方が令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿について、改正後の要件に従って電子帳簿保存を行う場合には承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となりますのでご注意ください。



税金トピックス

～スキャナ保存（区分②）に関する改正事項～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

2 タイムスタンプ要件、検索要件等について、次のとおり要件が緩和されました。

- (1) タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概ね7営業日以内とされました。
- (2) 受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。
- (3) 電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等（注1）において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができるときは、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。
(注1) 訂正又は削除を行うことができないクラウド等も含まれます。
- (4) 検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能の確保（前頁帳簿の検索要件②及び③に相当する要件）が不要となりました。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

3 適正事務処理要件（注2）が廃止されました。

（注2）相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等のことをいいます。

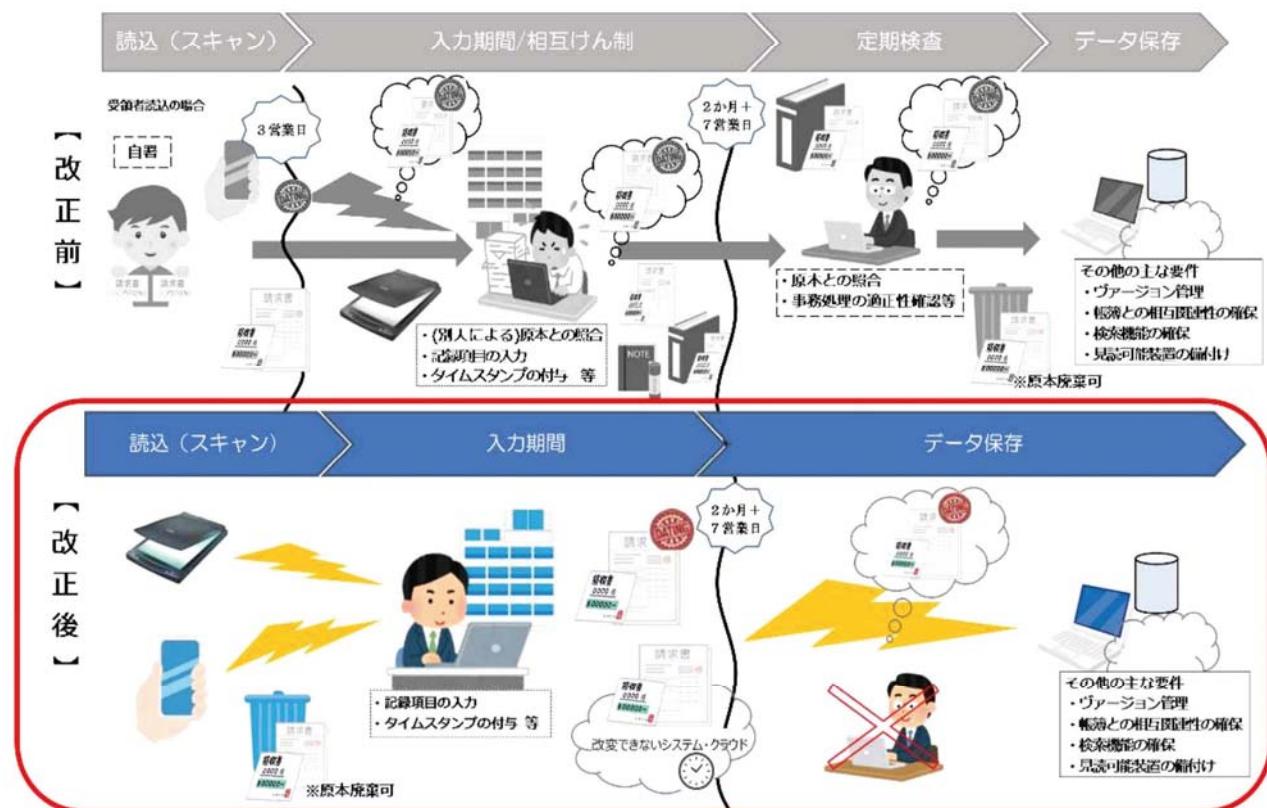
令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

4 スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備されました。

適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用

スキャナ保存要件の概要図（イメージ）



スキャナ保存要件の概要図（イメージ）



Q:これまで税務署長の承認を受け、スキャナ保存を行ってきましたが、今回の承認制度廃止に伴い、何か手続は必要ですか？

また、改正後の緩和された要件の下で保存を行っても問題ありませんか？

A:施行日（令和4年1月1日）以後について引き続き承認は有効であり、承認の取りやめの届出書を提出する（又は税務当局から取消処分を受ける）までは、その後も改正前の要件を満たしてスキャナ保存を行う必要があります。したがって、施行日前に承認を受けていた方が、施行日以後緩和された要件の下で保存を行う場合には、承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となります。

なお、施行日前に承認を受けていた方が、引き続き改正前の要件で保存を行うか、新たに改正後の要件で保存を行うかは保存義務者の選択となります。重加算税の10%加重措置については、施行日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

～電子取引（区分③）に関する改正事項～

1 タイムスタンプ要件及び検索要件について次のとおり要件が緩和されました。

タイムスタンプ要件に係るタイムスタンプの付与期間及び検索要件に係る検索項目について「スキャナ保存（区分②）に関する改正事項」の2(1)と(4)と同趣旨の改正が行われたほか、基準期間（注）の売上高が1,000万円以下である方（小規模な事業者）について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようとしている場合には、検索要件の全てが不要とされました。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

（注）「基準期間」とは、個人事業者については電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人については電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいいいます。

2 適正な保存を担保する措置として、次の見直しが行われました。

(1) 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されました。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

※ 消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能です。

(2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

電子取引の保存要件

※ 下線を付した部分が、今回改正により変更があった箇所になります。

真実性の要件

以下の措置のいずれかを行うこと

- ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う
- ② 取引情報の授受後、速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく
- ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う
- ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う

可視性の要件

保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと

電子計算機処理システムの概要書を備え付けること

検索機能※を確保すること

※ 委託の検索要件①～③に相当する要件（ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③不要）保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能不要

申請書の様式や電子帳簿保存法のQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています（改正分は隨時掲載していきます）。詳しくは、「国税庁 電子帳簿保存法」で「検索」

Information



【2021年度】

国税庁経験者(国税調査官級)募集

P r i d e o f t h e S p e c i a l i s t
～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、
我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験(国税調査官級)」を実施しています。試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修後、各国税局(国税事務所)が管轄する税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問合せください。

記

- ◇ 試験概要 人事院及び国税庁ホームページをご確認ください。
- ◇ 問合せ先 東京国税局総務部人事第二課試験係

(TEL:03-3542-2111 内線:2162・2169)

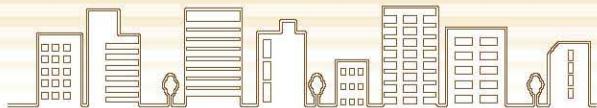
【参考：2020年度の実施状況】

- ◇ 最終合格者数(全国) : 142名
- ◇ 受験資格 2020年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日
又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を
経過した者
- ◇ 試験日程
 - (1) 試験申込受付期間 8月
 - (2) 試験実施期間 9月から12月まで
 - (3) 最終合格発表 12月下旬

* 試験概要等の詳しい情報は、東京国税局ホームページ
[「採用関係お役立ちリンク集」](#)をご確認ください。

【問合せ先】東京国税局 総務部 人事第二課 試験係
(代表) 03-3542-2111 内線:2162





個人住民税の特別徴収について

～個人住民税は給与からの特別徴収がルールです～

◆ 特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じように、事業主(給与支払者)が毎月従業員等(納税義務者)に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員等に代わり市町村に納入していただく制度です。

◆ 基本的な手続きの流れ

【STEP①】給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在給与の支払いをしている事業主で、所得税の源泉徴収をする義務のある事業主は、1月31日までに「給与支払報告書」を従業員(納税義務者)が1月1日現在お住まいの市町村に提出する必要があります。また、年の途中に退職した方についても提出する必要があります。



【STEP②】特別徴収額決定通知書の送付

個人住民税の徴収期間は、6月から翌年5月までの12か月間です。毎年5月31日までに、従業員(納税義務者)がお住まいの市町村から事業主(特別徴収義務者)あてに「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)」が送付されます。この時に年税額と月割額をお知らせしますので、6月の給料から特別徴収(給与天引き)を開始してください。



【STEP③】納期と納入方法

納期限は、月々の個人住民税を特別徴収(給与天引き)した月の翌月10日です。この日が土・日・祝日の場合は、その翌営業日となります。従業員(納税義務者)がお住まいの市町村から送付される納入書で、金融機関で納入してください。

お客様との信頼関係を第一に考え
地域に密着したサポートを

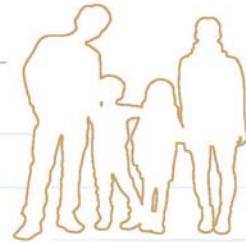


有限会社 日本ビジネス

代表取締役 景山 秀貴
税理士 白田 信夫

〒290-0062 千葉県市原市八幡 1126-67 TEL 0436(41)2689(代表) FAX 0436(41)2430

身近な法律相談

弁護士
田部井 宏明

テーマ

『新型コロナウイルスと個人データの取扱いに関する問題』

今回の「身近な法律相談」は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて取り上げます。

会社が保有する個人データについては、個人情報保護法上、原則として、その利用目的と異なる目的で利用したり、本人の同意なく第三者に提供したりすることは禁止されています。また、新型コロナウイルスに感染したとの情報は、いわゆる要配慮個人情報に該当すると考えられることから、その情報の取得に際しては、原則として、あらかじめ本人の同意を得ることが必要となります。

もっとも、例えば法令に基づく場合、もしくは人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合及び公衆衛生の向上等のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときなどには、例外として、本人の同意なく、目的外利用や第三者への提供、さらには要配慮個人情報の取得が許されています。そのため、今般の新型コロナウイルスに関しても、これらの例外規定の適用による対応が可能となります。以下、具体的な事例でみていきます。

なお、本稿の内容は、政府機関である個人情報保護委員会の見解に基づいて作成しています。



Q1

従業員に新型コロナウイルス感染者やその濃厚接触者がいました。このことを社内で公表しようと思うのですが、どのような点に注意すればよいでしょうか。

A1

従業員が新型コロナウイルスに感染したとの情報の取得、及び当該個人データの利用は、会社内での二次感染の防止等のために必要があると考えられますので、冒頭で述べた例外規定により、本人の同意を得る必要はないと考えられます。

また、社内で公表を行うことに関しては、そもそも個人データの第三者提供に該当しませんので、本人の同意は必要ありません。

もっとも、実際に公表を行う場合には、具体的な公表の内容や対象範囲等について、当該従業員のプライバシー等に配慮した工夫が必要であると思われます。

Q2

従業員が新型コロナウイルスに感染しました。今般、当該従業員が濃厚接触したと思われる取引先にその旨の情報を提供しようとっています。その場合、当該従業員の同意を得る必要があるのでしょうか。

A2

取引先への個人データの提供に関しては、Q1の事例と異なり第三者提供に当たりますが、取引先での二次感染の防止等のために必要があると考えられますので、冒頭で述べた例外規定により、本人の同意を得る必要はないと考えられます。

Q3

従業員が新型コロナウイルスに感染し、保健所から積極的疫学調査のためとして、当該従業員の勤務中の行動歴に関して提供依頼がありました。提供することに問題はないのでしょうか。

A3

保健所が行う積極的疫学調査は、感染症法に基づく調査であるため、冒頭で述べた例外規定により、当該情報の提供に当たって本人の同意は必要ありません。

以上



<http://www.marusan.co.jp>

印刷全般、書籍本から名刺まで
「思い」を「カタチ」にする印刷会社

お気軽にご相談ください。

DM/ハガキ/名刺/チラシ/資料/カレンダー/パンフレット
リーフレット/席次・招待状/論文集/自費出版/随筆集
句集/記念集/パッケージ/各種サンプル作成 他

 有限会社丸三印刷所

〒260-0805千葉市中央区宮崎町774-7

043-263-6952 043-266-4400

お中元に秋篠宮家へ 緑区のブドウを贈られているT氏

オリンピックの夏を迎えてますが、幾度目かの緊急事態宣言が出され、いつ終わるのか先の見えない状態が続いています。あと少し辛抱すればというところに来ていると信じたいのですね。

千葉南法人会のエリアには、観光農園や果樹園も多数あります。夏は、梨やブドウ、イチジク、ブルーベリーなどおいしいフルーツの最盛期です。土気にお住いのT氏は、オリンピックの水泳選手として活躍し、そのち皇室警察官として皇居に努める事になりました。秋篠宮家の警護を担当し、得意の水泳をまだ幼い宮家の子供たちに教えられていたそうです。定年後も宮家との交流が続いておりましたが、一昨年ご高齢の為ご逝去されました。葬儀には宮家のご名代の方が弔問に訪れたといいます。

T氏の夏の楽しみは緑区大高町にあるブドウ園に行くことでした。谷津を見下ろすテラスで涼しい風を受けながらブドウの試食や冷たいジュースをいただきます。このブドウを知ってからは、毎年お中元に秋篠宮家にブドウを贈られています。奥様がご達者なようで、ご主人亡き後もお中元として贈られているそうです。身近に皇室献上の果物があるなんて、すごいことです。

ブドウ園のオープンは毎年8月の5日頃です。10時の開店ですが、開店する前からお客様が待っているので、その日の分は午前中には完売してしまいます。確実に入手するには予約が必須です。9月初旬まで。

見ただけならいつでも可です。週ごとに実るブドウの種類が異なります。たくさんのブドウを味わいましょう。

【田中ぶどう園】〒267-0054 千葉市緑区大高町 26-27
TEL: 043-294-2338



【参考】おいしい果樹園では、傷物でさえ売れてしまいます。なので看板すら出していない地元民しか知らない果樹園もあります。おおむね、看板の大きいところの果樹園は、少なくとも地元御用達ではないなと思っています。もちろん、おいしい園もありますよ。(汗)

果物のおいしい園の情報は筆者ナルナルまで、お尋ねください。【電話】090-2746-1361

事業鑑定士 (令和3年8月~10月)

天満由美子の健康運 『バランス能力を磨こう』

♈ おひつじ座 (3/21~4/20)

楽しそうなお誘いがあっても、少しでも不安であれば、今回はパスしましょう。今は万全ではないことを、なんとなく感じているはずです。

♉ おうし座 (4/21~5/21)

自分の体力を信じてみましょう。無理をするというわけではなく、冷静に判断して、何をどこまでやるか、決めていくて大丈夫そうです。

♊ ふたご座 (5/22~6/21)

これぐらいでいけそうだ、という目論見が崩れがちです。思ったよりスタミナが持たない傾向ですので、物事をゆったりめに設定しましょう。

♋ かに座 (6/22~7/23)

即効はありませんが、地道に粘り強く取り組むと想像以上の効果を実感できそうな時期です。あきらめず着実に進めていけば大丈夫です。

♌ しし座 (7/24~8/23)

健康や体力作りについて、仲間と話すことが気晴らしや娛樂になりそうです。共感することや新しい発見がストレス解消につながります。

♍ おとめ座 (8/24~9/23)

体力が追い付かずに戸惑ってしまうことがありますですが、自分のペースを守って下さい。今は休み時、と考えて時間や労力の配分をしよう。

♎ てんびん座 (9/24~10/23)

運動や趣味など、新しく始めるとおりは、今まで馴染みのもの、ことを、じっくりやり直したり、別の角度からアプローチしてみよう。

♏ さそり座 (10/24~11/22)

焦って妥協してしまうことに注意しましょう。結局やり直す羽目になってしまいそうです。冷静に待てば、順番が回ってくることもあります。

♐ いて座 (11/23~12/22)

脇目も振らず、他人の目を気にせず、自分の世界に没頭してみると、思い描く目標への近道です。不確かな情報、意見には注意すべきです。

♑ やぎ座 (12/23~1/20)

一人で判断するのはやや危険かもしれません。確かな情報を取り入れることを心掛け、取捨選択を、誰かと相談し、整理するといいでしょう。

♒ みずがめ座 (1/21~2/19)

食はやはり健康の基本です。自分にご褒美をあげすぎていないか確認して下さい。豪華なものでなくとも、バランスのいい食事はご馳走です。

♓ うお座 (2/20~3/20)

いつも通りを意識しましょう。習慣にしている運動を疲れていると省いたり、調子がいいからと増やしたりすると、リズムが崩れる傾向に。

新入会員のご紹介

新しく会員になられた皆さんです。
～よろしくお願ひ致します～

さいせい住宅株式会社

- 市原市八幡1153-1
- TEL 043-637-2580
- 建設業
- 八幡支部

損害保険ジャパン株式会社

- 千葉市中央区千葉港8-4 損保ジャパン千葉ビル7F
- TEL 043-243-3098
- 損害保険業
- 南支部

株式会社成旺社

- 千葉市中央区千葉寺町207-10 旺宮ビル1階
- TEL 043-309-5747
- 建設業
- 南支部

株式会社旺電舎

- 千葉市中央区千葉寺町207-10 旺宮ビル2階
- TEL 043-265-4765
- 建設業
- 南支部

ケーテック株式会社

- 千葉市中央区浜野町112-19
- TEL 043-312-8403
- 建設業
- 生浜支部

ベイサイドプラント株式会社

- 千葉市中央区浜野町220-1 太平洋HDビル2F
- TEL 043-312-8886
- 建設業
- 生浜支部

森山電気

- 市原市光風台4-355
- TEL 0436-37-8802
- 電気工事業
- 三和支部

合同会社 Japan Building Inspection

- 中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル8F
- TEL 043-382-9617
- 建築業
- 南支部

法人会からのお願い

会費納入のお願い

法人会は会員皆様からの会費によって運営されております。会費が納入されませんと大きな支障をきたします。出費ご多端の折恐縮ですが、令和3年度会費をまだ納入されていない方は、最寄りの金融機関よりお振込み下さいますようお願い致します。

住所等が変わったら連絡下さい

法人会では、年4回の全法連季刊誌「ほうじん」、当会会報「ほうじんかい」により会員に役立つ情報をお送りしております。法人名、所在地、代表者名、電話番号等に変更がありましたら、事務局までご連絡下さいますようお願い致します。

編集後記

コロナ禍でも、実態経済は堅調に推移しています。

2021年1月8日に2回目の緊急事態宣言が東京都などに発出され、当初の解除予定だった2月7日になってしまっても感染拡大が落ち着かなかつたため、緊急事態宣言は延長されました。これによって経済活動は再び停滞ムードとなり、厳しい状況が続いている一方、株価は堅調に推移しています。しかしながら、私たちの生活には大きな変化が生じたことは間違いないのではないでしょうか。企業はリモートワークを推進するようになり、飲食店は深夜営業が許されないムードになりました。

3回目の緊急事態宣言が解除された後、感染者数が増加に転じている中、オリンピックの開催が決定し、着々と準備が進んでいます。開催にあたって「コロナ変異ウイルスのまん延」「医療崩壊」など不安視されている一方、「経済成長の促進」「国全体の気分が明るくなる」と期待感もでいるのも事実です。

多くの人々が接触応援する機会は少なくなりますが、心の中の応援が選手たちに届き、パワーとなり良い成績を期待するとともに、東京オリンピック2020の成功を心よりお祈り申し上げます。

一般社団法人 千葉南法人会会報

第134号 令和3年8月発行
発行所 一般社団法人 千葉南法人会
〒280-0842 千葉市中央区南町2-22-5
ケーブビル201号
電話 043-264-4080
FAX 043-264-4680
E-mail minamihoujinkai@theia.onne.jp

発行人 麻薺重彦
編集委員会
編集責任者 秋庭重樹
印刷・会員 (㈲)丸三印刷所

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。



EVER
Prime

保障が充実。なのに、ムダがない医療保険。

ライフステージの変化に合わせて、その時々で必要な保障を変えられるため、ムダなく、最適な保障を備えていただけます。

■健康祝金ありプラン 入院給付金日額/三大疾病無制限入院給付金日額/通院給付金日額5,000円 外来手術増額特約付き 保険期間:終身

入院	疾病・災害 入院給付金	10日以内の場合 一律10日分	11日以上の場合 1日につき 5,000円
		三大疾病 無制限 入院給付金	三大疾病 ^(*) で疾病・災害入院給付金の 支払限度日数を超える 入院をしたとき 1日につき 5,000円
手術	手術 給付金	外来手術 (特定手術を除く) 1回につき 5万円	入院手術 (特定手術を除く) 1回につき 5万円
		特定手術 がん(悪性新生物)に対する開頭・開胸・ 開腹手術や心臓への 開胸術など 1回につき 20万円	
放射線 治療	放射線治療 給付金	1回につき 5万円	
通院	疾病・災害 通院給付金	1日につき 5,000円	
祝金	健康祝金 ^(**)	所定の条件を満たした場合 3年ごとに 2.5万円	

ニーズに応じて付加できます。

プラス 三大疾病保険料
払込免除特約 免除事由に該当したとき
以後の保険料はいただきません(保障は継続します)

(*)がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患 (**)90歳となる年齢位の契約応当日の翌日以後は、健康祝金のお支払いはありません。※三大疾病保険料払込免除特約のがん(悪性新生物)の保障開始まで、3ヶ月の待ち期間(保障されない期間)があります。

月払保険料例 入院給付金支払限度:60日型
保険料払込期間:終身
三大疾病保険料払込免除特約付き 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	2,645円	3,325円	4,440円	7,085円
女性	2,910円	3,530円	4,260円	6,000円

*健闘祝金がない「健闘祝金なし」プランもあります。※健康状態によっては、記載の保険料と異なる保険料となる場合があります(保険料が割増となる場合があります)。お申込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。 2021年1月18日現在



ニーズに合わせて特約をプラス

●契約年齢
0歳~
満85歳まで
※ご契約内容により異なります。



心配な
「がん」の
備えに

アフラックの
生きるためのがん保険
ALL-in

幅広くまとめて保障するがん保険

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です(所定の支払事由に該当する必要があります)。

■保険期間:終身(治療給付金、がん先進医療給付金、がん先進医療一時金は10年更新)

治療費に備える	治療	治療給付金 所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療・緩和療養を受けた月ごと 特約給付金額 10万円の場合 10万円(通算600万円まで)	10年更新
	先進医療	がん先進医療給付金 1回につき 先進医療にかかる技術料のうち 自己負担額と同額(通算2,000万円まで) (がん先進医療一時金 上記に加えて、) (1年間に1回を限度 15万円)	
治療関連費に備える	診断	一時金として がん 50万円 上皮内 新生物 5万円	終身
	特定診断	一時金として がん 50万円	
通院	複数回診断	1回につき がん 50万円 上皮内 新生物 5万円	終身
	入院	1日につき 5,000円	
通院	特定保険料	1日につき 5,000円	終身
	払込免除	免除事由に該当したとき 以後の保険料はいただきません(保障は継続します)	

特定保険料 免除事由に該当したとき
以後の保険料はいただきません(保障は継続します)

▲上皮内新生物は保障の対象外
※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。※保障開始まで、3ヶ月の待ち期間(保障されない期間)があります。集団保険の待ち期間については「注意喚起情報」をご確認ください。

月払保険料例 解約払戻金なしタイプ 保険料払込期間:終身(治療給付金、
がん先進医療給付金、がん先進医療一時金は10年更新)
集団扱 特定保険料払込免除特約付き 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,758円	2,343円	3,589円	6,142円
女性	1,788円	2,649円	4,503円	6,121円

※治療給付金、がん先進医療給付金、がん先進医療一時金は、所定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料は更新前の満年齢・保険料率によって決まります。
2021年1月18日現在



ニーズに合わせて特約をプラス

●先進医療とは厚生労働大臣が認める医療技術で、対象となる疾患・症状等および実施する医療機関が限定されています。これらは、隨時見直され「先進医療」から除外された場合は保障の対象となりません。●退職(脱退)後は個別保険料率に変更となります。

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

千葉総合支社

T260-0028 千葉市中央区新町1000番
センシティビルディング11F
法人会フリーダイヤル **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1
アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和元年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

2021年 一般社団法人 千葉南法人会 生活習慣病健康診断のご案内

充実の内容を短時間で
受診頂けます(約2時間)

会員特別料金

健診日・健診会場：2021年10月19日(火)、21日(木)
五井グランドホテル(市原市五井5584-1)

受付時間：9:30～11:30

※料金はすべて税込

コース名・検査項目	一般料金	会員特別料金	値引き額
総合コース Aコース + 超音波（腹部、胆・肝・脾・腎・脾5臓器）+ 腫瘍マーカー（CEA・AFP・CA19-9）検査 + C型肝炎検査 喫煙検査を専用容器代のみで実施 500円	54,100円	38,300円	-15,800円
Aコース 視力検査・聴力検査・呼吸器系・循環器系 ・消化器系・腎機能検査・肝機能検査・脾機能検査・糖代謝検査・高脂血症検査・高尿酸血症検査・血液検査・便潜血検査・眼底検査・眼圧検査・診察等	28,700円	22,500円	-6,200円
Sコース Aコースの消化器系（胃部X線・便潜血）検査を省略したコース	22,500円	17,700円	-4,800円

協会けんぽ（全国健康保険協会）被保険者の方は上記会員特別料金より、さらに7,529円の補助が受けられます。
補助の対象は①総合コース、Aコースを受診（Sコース、基本定期は対象外になります）②35歳～74歳までの方となります。詳しくは下記へお問い合わせ下さい。

オプション検査	上記各コース受診の方に対し、ご希望により行います（別料金）
アミノインデックス検査 1回の採血で複数のがんの可能性を評価 血液中のアミノ酸濃度からがんである可能性を評価します。	22,800円
Lox-index 検査（脳梗塞・心筋梗塞の発症リスクの検査） 動脈硬化に関する物質を測定し、将来的な危険度を知ることができます。（採血検査）	13,500円
頸動脈超音波検査 ※全日程 超音波画像により動脈硬化の状態がわかり、各疾患（脳卒中、脳梗塞、脳出血、クモ膜下出血、狭心症、心筋梗塞、甲状腺等）の予防に役立ちます。	7,600円
女性健診（女性対象超音波検査） 乳房・下腹部（子宮・卵巣）を超音波で検査します。 (女性スタッフが行い下腹部の視診、触診はいたしません)	4,300円
マスト MAST48mix（アレルギー検査） 一度に36項目（48種類）のアレルギーの原因物質を見つめます。（採血検査）	15,400円
ABC検査（胃がんリスク検査） ピロリ菌とペプシノゲン検査の結果から、胃がんのリスクを分類します。（採血検査）	4,700円
シフラ CYFRA（肺がん腫瘍マーカー） 男性・女性問わず近年増加傾向の肺がんに有効です。（採血検査）	3,600円
前立腺腫瘍マーカー検査（PSA） 前立腺の異常に目的を絞って反応し膀胱腫瘍等発見されます。（採血検査）	3,600円



NEW 腸内フローラ検査	19,800円（税込）	腸内細菌を可視化できる検査です（採便後、ご自身でポストへ投函） ※こちらの検査はお申込み後、取り消しや返金がお受けできませんので予めご了承ください
NEW 新型コロナウイルス抗体検査	6,600円（税込）	※単独で実施可能です ※健診結果はご受診者様のご自宅へ送付 新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）に対する抗体（IgGを含む）を検出する定性検査です。感染の既往を示す抗体保有の有無を確認します。採血検査

※従業員・パート等の健診料金は福利厚生費として認められます。但し、役員のみの受診では認められません。詳しくは、税務署法人課税部門へ。

★ 申し込み方法 別送の封書(8月送付)をご覧下さい

一般財団法人 全日本労働福祉協会

お申込み・健診料金等のお問い合わせ

渉外部

TEL: 03-5767-1714

受付時間（平日）：9:00～12:00、13:00～17:00

検査内容・健診結果・事後フォロー・健診相談のお問い合わせ

健康
支援室

TEL: 03-3786-5360

受付時間（平日）：9:00～12:00、13:00～16:30